

目指そう、受動喫煙ゼロのまち調布

調布市 受動喫煙防止条例

令和元年(2019年)7月1日施行!

※平成31年3月26日公布

● 「調布市受動喫煙防止条例」とは?

受動喫煙は、がんや虚血性心疾患、脳卒中等の発症など、健康に影響を与えることが科学的に明らかにされています。

調布市では、受動喫煙や喫煙による健康への悪影響から市民等を守り、誰もが健康に暮らせるまち調布を実現するため、調布市受動喫煙防止条例を制定しました。



いーちゃん

たばこには、紙巻きたばこ、加熱式たばこ、葉巻が含まれます。

● 条例の主なポイントは5つ!

1. 市内の駅前広場やその周辺の路上が喫煙禁止区域に指定されます。

- ◆ 多数の人が往来し、特に受動喫煙の防止を図る必要がある区域として、喫煙を終日禁止します。
- ◆ 喫煙禁止区域において、喫煙の中止命令に従わなかった場合は、2,000円の過料を科します。
※過料は十分な周知啓発期間を設けた上で、別途規則で定める日から適用を開始します。
※加熱式たばこは、当分の間、過料の対象外となります。

2. 学校、児童福祉施設等の敷地に隣接する路上での喫煙を禁止します。通学路では子どもに受動喫煙させることがないように配慮が必要です。

【イメージ図】

特に子どもを受動喫煙から守るため、下記の敷地に隣接する路上での喫煙は終日できません。

- ◆ 市内の公私立の小中学校・高校
- ◆ 幼稚園・保育所（認証保育園等含む）
- ◆ 児童館・学童クラブ



..... 敷地に隣接する路上

また、上記以外の通学路は、子どもに受動喫煙をさせることのないように配慮しなければなりません。

3. 市立の公園や広場での喫煙を禁止します。

市立施設である公園や広場において、喫煙を終日禁止します。

裏面に続く

